

第9期 西桂町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

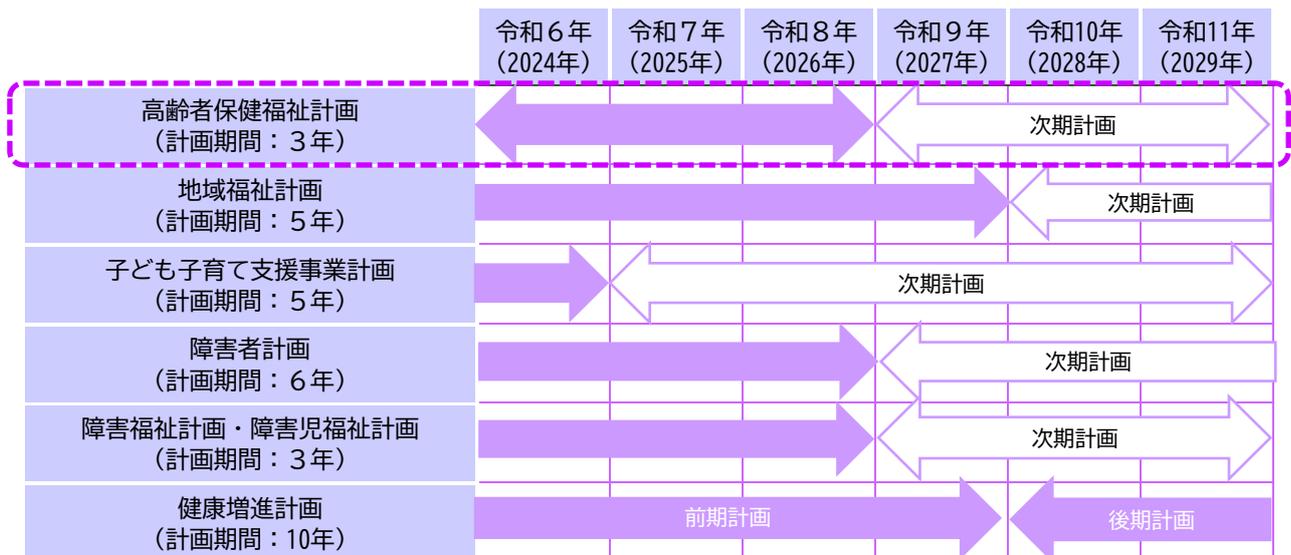
近年我が国の高齢化は急速に進行しており、令和22（2040）年においては団塊ジュニア世代がすべて65歳以上の高齢者となり、今後は高齢者の急増だけではなく、高齢者を支える生産年齢人口の減少も予測されます。高齢化の進行や支え手の減少は本町においても例外ではなく、令和5（2023）年10月1日現在で、高齢化率は32.1%となっており、令和22（2040）年においては43.8%となることが予測されています。国の推計によると、令和22（2040）年には国全体で65歳以上の人口が全人口の約35%となるとされていますが、当町の高齢化率は国全体を大きく上回る見込みで高齢化が進行しているといえます。

このような中で、当町では、令和3（2021）年度に「一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とする「第8期西桂町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉策を総合的に推進してきました。今後は、高齢化の更なる進行や支えての減少を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現の根幹となる地域包括ケアシステムの深化を図っていくことが重要です。

この度、この計画が最終年度を迎えることや制度改正が行われたこと、令和22（2040）年を踏まえた施策を展開していくため、そして高齢者施策のさらなる充実と介護保険事業の適正運用を図るために、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年の新たな計画として「第9期西桂町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・計画の期間

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」に位置づけられます。

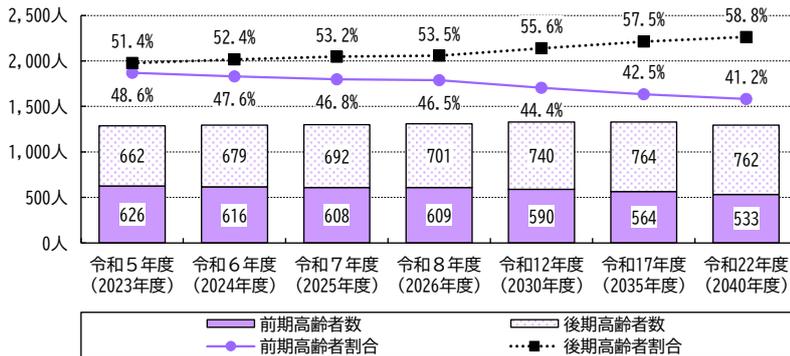


3 将来推計

高齢者人口の推計

単位／上段：人、下段：％

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
前期 高齢者	626	616	608	609	590	564	533
	48.6	47.6	46.8	46.5	44.4	42.5	41.2
後期 高齢者	662	679	692	701	740	764	762
	51.4	52.4	53.2	53.5	55.6	57.5	58.8
高齢者計	1,288	1,295	1,300	1,310	1,330	1,328	1,295



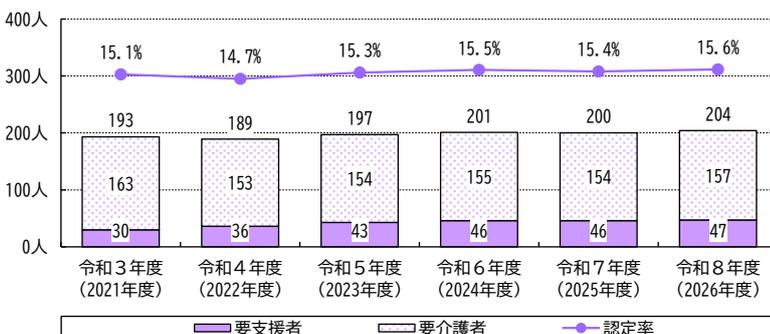
高齢者人口の推計をみると、第9期計画期間中には高齢者数は増加傾向にありますが、その後減少に転じ、令和22（2040）年度には1,295人となっています。前期・後期の内訳でみると、後期高齢者の割合は前期高齢者の割合を上回って推移し、令和22（2040）年度では762人と約6割を占める見込みとなっています。

資料：見える化システムより

要支援・要介護認定者の推計

単位：人

	第8期【実績】			第9期【推計】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定者数	193	189	197	201	200	204
要支援1	7	16	17	18	18	19
要支援2	23	20	26	28	28	28
要介護1	31	34	38	40	40	38
要介護2	37	41	45	45	46	46
要介護3	39	36	33	33	33	34
要介護4	36	28	22	22	21	22
要介護5	20	14	16	15	14	17
高齢者人口	1,275	1,282	1,288	1,295	1,300	1,310
認定率 (%)	15.1	14.7	15.3	15.5	15.4	15.6



要支援・要介護認定者の推計をみると、第9期計画期間の要支援・要介護認定者及び認定率はおおむね横ばいで推移すると見込まれ、最終年度の令和8（2026）年度では、要支援・要介護認定者が204人、認定率は15.6%と推測されています。

資料：見える化システムより

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第8期計画の「一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち安心して生活できるまちづくり」という基本理念の考え方を継承するとともに、今後予想される、超高齢化社会による介護サービスの需要過多や、人口減少にともなう介護人材不足等の困難な時代を乗り越えるためにも、フレイル予防の充実化を図り重症化を防ぐこと、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現に向け、

**地域でささえあい、いきいきといつまでも
自分らしく健康に暮らせるまちづくり**

と定めます。

5 計画の基本目標

当町の現状や課題、住民のニーズ等を踏まえ、基本理念の実現に向けて、下記の3項目を計画の基本目標とし、それぞれの施策や事業を展開していきます。

基本目標Ⅰ 心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、心身が健康であることや誰もが社会の一員として活躍できる社会を実現していくことが重要です。

ライフステージに応じた健康づくり事業を展開し、自ら健康づくりに取り組める環境の整備や、要介護状態とならないような介護予防・重度化防止施策の展開、認知症になっても安心して生活できる環境を整備していきます。また、誰もが社会の一員としていきいきと暮らせるように、就労支援やスポーツ・文化活動への参加を促進し、高齢者の社会参加を充実させます。

基本目標Ⅱ みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり

高齢化や支え手が減少していく中、地域に住むすべての人が地域の一員として地域課題の解決に取り組む、支えあうことができる環境を整備していくことが必要不可欠です。

地域で安心して生活ができるような環境の整備を図るとともに、地域住民がともに支えあうことができるまちづくりを推進していきます。

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で、安心して介護が受けられるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの深化が重要となります。

地域包括支援センターを中心に、地域課題の解決に向けた取組や在宅医療体制の整備、認知症施策の推進、介護保険サービスを始めた高齢者を支える様々なサービスの充実を図ります。また、全国的に課題となっている介護人材の確保や家族介護者の支援等、安心して介護が受けられる環境も整備していきます。



6 施策の展開

基本目標Ⅰ 心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまちづくり

1 生活習慣病予防の推進
(1) 健康診査・がん検診の充実 ① 特定健康診査・特定保健指導 ② 後期高齢者健康診査 ③ がん検診
(2) 健康教育の充実
(3) 健康相談の充実
(4) フレイル予防の推進 ① 保健事業と介護予防の一体的実施
2 積極的な社会参加の推進
(1) 寿クラブ活動の充実
(2) 生涯学習の充実
(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援
(4) ボランティア活動の推進
(5) 移動支援の充実
3 高齢者の雇用・就労支援の充実
(1) 高齢者就労環境の整備促進

基本目標Ⅱ みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり

1 安心・安全なまちづくりの実現
(1) 交通安全対策と防犯体制の充実
(2) 消費者被害の防止対策の充実
(3) 災害時要援護者対策の充実
(4) 感染症対策の推進
(5) 孤立化対策の充実（ひとり暮らし高齢者の安否確認）
2 すべての人が住みやすい生活環境の整備
(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
(2) 住まいに関する支援体制の充実

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で、安心して介護が受けられるまちづくり

1 地域包括ケアシステムの深化と推進
(1) 地域包括支援センターの機能強化 ① 介護予防ケアマネジメント ② 総合相談支援事業 ③ 包括的・継続的マネジメント事業
(2) 地域ケア会議の充実
(3) 在宅医療・介護の連携推進強化
(4) 家族介護支援の推進
(5) 生活支援サービスの体制整備事業の推進 ① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置及び運営
2 介護予防の推進・日常生活支援総合事業の推進
(1) 一般介護予防事業の推進 ① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 ① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ その他の生活支援サービス ④ 介護予防ケアマネジメント事業
3 認知症対策と権利擁護の推進
(1) 認知症対策の推進 ① 認知症に関する広報・啓発 ② 認知症初期集中支援の推進 ③ 認知症カフェの推進 ④ 認知症サポーター養成事業 ⑤ 見守り・SOSネットワークの構築
(2) 権利擁護の推進 ① 成年後見制度等の普及啓発及び利用促進 ② 高齢者虐待の早期発見・相談体制の充実

4 生活支援サービスの充実
(1) 配食サービス
(2) 軽度生活援助（ホームヘルプサービス）
(3) 訪問理美容サービス
(4) 緊急通報システム
(5) いきいき交流会活動への支援
(6) 介護用品支給事業
5 介護サービス（予防給付・介護給付）の推進
(1) 居宅サービス・介護予防サービスの提供体制の確保 ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③ 訪問看護・介護予防訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 ⑫ 住宅改修・予防介護住宅改修 ⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援
(2) 施設サービス ① 介護老人福祉施設 ② 介護老人保健施設 ③ 介護医療院
(3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 地域密着型通所介護 ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
6 高齢者の住まいの確保
(1) 養護老人ホーム
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
(3) 有料老人ホーム
(4) サービス付き高齢者住宅
(5) 自費宿泊施設
7 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
① 自立支援・介護予防に関する普及啓発 ② 地域ケア会議の充実（再掲） ③ 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上 ④ 高齢者の社会参加の促進と介護予防事業の充実

7 介護保険サービス

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のサービスの利用状況には変化が見られましたが、今後も介護を必要とする高齢者の増加が懸念されています。またアンケート調査では依然として強い在宅介護意向がみられることから、今後はますます居宅サービスへのニーズが高まるものと思われます。

しかし、将来的には在宅介護を希望している人が多くいる一方で、現状は在宅での介護が難しく、施設への入所を希望している高齢者も少なくありません。

このような方達の生活の場としての施設サービスも、適正なニーズの把握の上、充実させていく必要があります。また、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するための地域密着型サービスも、必要に応じた充実が求められています。

< 介護保険サービスの概要 >

	県が指定・監督を行うサービス	当町が指定・監督を行うサービス	
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定福祉用具購入 ○特定施設入居者生活介護 	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○住宅改修 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
	<p>★施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院/介護療養型医療施設 		<p>★居宅介護支援</p>
予防給付サービス	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○特定介護予防福祉用具購入 ○介護予防特定施設入居者生活介護 	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防住宅改修 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
			<p>★介護予防支援</p>



8 第9期計画期間における介護保険サービス見込み量

※ 回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

【介護サービス】		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	回数（回）	685.2	769.4	725.0
訪問入浴介護	回数（回）	9.7	9.7	9.7
訪問看護	回数（回）	149.4	149.4	146.1
訪問リハビリテーション	回数（回）	15.0	15.0	15.0
居宅療養管理指導	人数（人）	11	11	12
通所介護	回数（回）	502.4	520.2	481.3
通所リハビリテーション	回数（回）	63.0	62.7	62.7
短期入所生活介護	日数（日）	275.4	275.4	263.3
短期入所療養介護	日数（日）	7.0	7.0	7.0
福祉用具貸与	人数（人）	79	81	80
特定福祉用具購入	人数（人）	1	1	1
住宅改修	人数（人）	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	4	4	4
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型通所介護	回数（回）	146.6	145.8	147.2
認知症対応型通所介護	回数（回）	9.5	9.5	9.5
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0
施設サービス				
介護老人福祉施設	人数（人）	27	27	27
介護老人保健施設	人数（人）	14	15	15
介護医療院	人数（人）	1	1	1
居宅介護支援				
居宅介護支援	人数（人）	100	102	101

【介護予防サービス】		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	回数（回）	5.8	5.8	5.8
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	8.5	8.5	17.0
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	2	2	2
介護予防短期入所生活介護	日数（日）	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養介護	日数（日）	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	16	17	17
特定介護予防福祉用具購入	人数（人）	1	1	1
介護予防住宅改修	人数（人）	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0
介護予防支援				
介護予防支援	人数（人）	22	22	22

9 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

第9期計画においては、第1号被保険者の高齢者総数の増加に伴い給付費の伸びも大きくなっています。介護保険料基準月額額は5,896円となりますが、高齢者の負担軽減のため、準備基金を取り崩すことで、月額を5,000円に調整しています。

< 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料 >

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455 (0.285)	2,275円 (1,425円)	27,300円 (17,100円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	3,425円 (2,425円)	41,100円 (29,100円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.690 (0.685)	3,450円 (3,425円)	41,400円 (41,100円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	4,500円	54,000円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	5,000円	60,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	6,000円	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	6,500円	78,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	7,500円	90,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	8,500円	102,000円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	9,500円	114,000円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	10,500円	126,000円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	11,500円	138,000円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	2.400	12,000円	144,000円

※第1段階から第3段階の保険料については、公費による軽減措置が実施されます（表中（）内に記載）。

第9期 西桂町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画【概要版】令和6年3月

発行：西桂町 福祉保健課

〒403-0021 山梨県南都留郡西桂町下暮地915-7 電話：0555-25-4000 F A X：0555-25-3574